

公益財団法人あすか財団奨学金給付規程

公益財団法人あすか財団（以下「当財団」という）定款第3条の目的に基づきこの規定を定める。

（奨学生の資格）

- 第1条 当財団の奨学生は、次のいずれかに該当する者でなければならない。
 - (1) 日本の大学に在籍する正規学生である日本人学生のうち、学業、人物ともに優秀で、かつ健康であって、学業の維持のために奨学金が必要と認められる者
 - (2) 修学・研究のために来日し、日本の大学に在籍する外国籍学生のうち、学業、人物ともに優秀で、かつ健康であって、学業の維持のために奨学金が必要と認められる者

（申請者の範囲）

- 第2条
 - (1) 奨学金を受けようとする者（以下「申請者」という）は、本邦国公立大学、私立大学の学部等に在籍する学生とする。
 - (2) 前項の大学とは、学校教育法（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）第一条における大学をいう。

（奨学金の額及び給付期間）

- 第3条 この規定の第1条（1）の奨学生に給与する奨学金の額は、月額50,000円とし、第1条（2）の奨学生の額は、月額120,000円とする。
奨学金の給付期間は、1年間とし、大学における正規の最短修業年限まで受給可能とする。但し休学期間は除く。

（奨学生の募集）

- 第4条 奨学生の募集は、毎年4月から5月にかけて行うものとする。ただし、理事会の決定により、臨時の募集時期を設定することができる。
 - 2 奨学生の募集は各大学の学生課を経由して行う。

(願書提出時の必要書類)

・ 第 5 条 (申請方法)

この規定の第 1 条 (1) の奨学生志望者 (日本人学生) は、次に掲げる書類を当財団に提出するものとする。

- (1) 奨学生申込書 (当財団所定様式あり、写真添付のこと)
- (2) 推薦状
- (3) 成績証明書 (直近のもの)
- (4) エッセイ

2 この規定の第 1 条 (2) の奨学生志望者 (外国籍学生) は、次に掲げる書類を当財団に提出するものとする。

- (1) 奨学生申込書 (当財団所定様式あり、写真添付のこと)
- (2) 履歴書
- (3) 推薦状
- (4) 成績証明書 (直近のもの)
- (5) 在留カードの写し
- (6) エッセイ
- (7) 扶養者及び配偶者の前年度の源泉徴収票 (日本で収入がある者に限る)

(奨学生採用の選考基準)

第 6 条 この規定の第 1 条 (1) の奨学生志望者 (日本人学生) のうち奨学生として採用する者は、次の基準を満たす者であることを要する。

- (1) 心身ともに健康であること
- (2) 学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること
- (3) 他の奨学金支援団体等から当財団の支給金額以上の奨学金又はそれに類する金品を受給していない者。
- (4) 大学の推薦を受けることができる者。

2 この規定の第 1 条 (2) の奨学生志望者 (外国籍学生) のうち奨学生として採用する者は、次の基準を満たす者であることを要する。

- (1) 心身ともに健康であること
- (2) 学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること
- (3) 他の奨学金支援団体等から当財団の支給金額以上の奨学金又はそれに類する金品を受給していない者。
- (4) 大学の推薦を受けることができる者。
- (5) 経済的な援助を必要とし、在日している扶養者の年収が 500 万円以下の者

- 3 応募者が予定採用人数を上回った場合、第1項、第2項の基準及び成績証明書を基に採用者を決定する。

- **第7条（選考委員会）**

- (1) 当財団に、奨学生選考委員会（以下「選考委員会」という）を設置する。
- (2) 選考委員は外部（利害関係者を除く）から選任し、代表理事が委嘱する。
- (3) 選考委員会は申請者の申請書類に基づき奨学金の奨学生候補者を選考する。

- **第8条（奨学生の採用）**

- (1) 奨学生の決定は当財団で、書類選考及び面接選考を行い、選考委員会により決定する。
- (2) 奨学生として採用が決定された奨学生に対しては、当財団より採用通知書を在籍大学を経て本人にこの旨を通知する。
- (3) 奨学生として採用をされた者は、奨学金送金先申請書を別に定める期日までに当財団に提出する。

- **第9条（給付方法）**

育英奨学金の給付は、2ヶ月に一度、2ヶ月分を本人名義の口座へ送金（※偶数月の1日に送金。金融機関が休日の場合は翌営業日に振込送金）するものとする。

2. 奨学金の給付日に大学に在学していない者については、これを給付しない。

- **第10条（奨学金の停止）**

奨学生が下記の各号のいずれかに該当する場合、奨学金の支給を停止することがある。

- (1) 休学、転学、退学の場合
- (2) 停学その他の処分を受けた場合
- (3) 指導教員から修学または研究の継続が不適当とされた場合
- (4) 学業成績が不良の場合
- (5) 法律や社会秩序に反する行為を行った場合

2. 前項の規程により奨学金の給付を解除したとき、すでに給付した育英奨学金の全部又は一部の返納を命ずることができる。

- **第10条（休学中の取扱）**

奨学生が休学又は長期にわたり欠席したときは、休学した日の属する月の翌月から復学した日の属する月の前月までの期間中は奨学金の給付を停止すること

ができる。ただし、その事由が止んだと認められたとき、奨学金の給付を復活することができる。

2. 前項に係る取扱いはその都度代表理事が決定する。

・ **第 11 条（解除及び停止等の通知）**

当財団は給付の予約を解除、停止、又は復活したときは、本人及び保護者に通知する。

・ **第 12 条（届出及び提出義務）**

奨学生は、次に掲げるいずれかに該当するときは、当財団に届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学、留年、退学、卒業したとき
 - (2) 停学、その他の処分を受けたとき
 - (3) 給付を辞退したとき
 - (4) 転居、改氏名等身上に変更があった場合
 - (5) 奨学生の保護者の氏名、住所、その他重要な事項に変更があったとき
 - (6) 他から同種類の奨学金等の給付が新たに決定したとき
 - (7) その他重要事項に変更が生じた場合
2. 保護者は、前項第 1 号、又は第 2 号に該当するときにおいて、本人からの届出がないときは、本人に代わり、その事実を当財団に届出するものとする。
3. 奨学生は、奨学金の給付期間における毎年度の学業成績を証明できるもの及び給付日に大学での在学等が確認できるものを、毎年、別に定める期日までに当財団に提出しなければならない。

・ **第 13 条（個人情報保護に関する方針）**

奨学生応募者及び育英奨学生に関する身上書等個人情報保護に関する法律の趣旨に基づき、奨学生予定候補者の選考、奨学金給付、奨学生との連絡等奨学事業の運営に必要な目的に限定して使用し、また、厳正に管理するものとする。

・ **第 14 条（規格外事項）**

この規程の定めるもののほか必要な事項は、代表理事が別に定める。

・ **第 15 条（規程の改廃）**

この規程を改廃する場合は、理事会の承認を受けなければならない。

・ **第 16 条（細則）**

この規程の施行に関する細則、代表理事が別に定める。

- ・ 付則 この規程は、2019年4月12日より実施する。